

令和6年 第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年10月15日(火) 午後1:30~3:30

2. 場所 : 役場庁舎 2階会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (3人) 2番佐藤 哲委員、6番荻沢 功委員、8番工藤 勉委員

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第7号

農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第20号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第5 議案第21号

農業経営改善計画の認定に係る意見について

(令和6年第10回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村 村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1番 谷地村職務代理にお願いします。
	(新郷村 村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第10回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には3番坂根克也委員並びに7番橋端秀作委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。担当より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開き下さい。 日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による届出について 説明させていただきます。耕作地からの作付け収量の増が見込まれないと判断し、今回、借り手から解約の申出があり、合意解約をするものです。 4ページに解約に係る合意書の写し、6ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。次に日程第4議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。受付番号第24号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	7ページをお開きください。議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明させていただきます。農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地集積計画の決定について承認を求めるものです。 8ページをお開きください。 受付番号 第24号について ご説明いたします。新規の貸借となります。農地の所在は大字西越字西越で 地目は 田で2筆となっております。10年の使用貸借となっております。 所有者は高齢なこともあります、後継者も農業をしていないため、以前から農地を相対で貸

	<p>おりました。今回、両者の意見が一致したため、申請されたものです。</p> <p>周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>9 ページに協議に係る文書等の写し、11 ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。以上で受付番号第 24 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第 24 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
事務局	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第 24 号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第 25 号について審議します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>13 ページをお開きください。受付番号 第 25 号の届出について ご説明いたします。農地の所在は大字西越字西越で地目は 田で 4 筆となっております。10 年の使用貸借となっております。</p> <p>所有者の労働力不足により、以前から相対で農地を貸しておりました。今回両者の意見が一致したため、申請されたものです。周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。14 ページに、協議に係る文書の写し、16 ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第 25 号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第 25 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第 25 号は原案のとおり決定しました。 次に、日程第 5 議案第 21 号農業経営改善計画に係る意見についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	18 ページをお開きください。新郷村長 より令和 6 年 10 月 11 日付け、新農林第 180 号、農業経営改善計画の認定に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に基づき申請があつたため、農業委員会の意見を求められているものです。今回の申請は 5 件で、いずれも再認定です。それぞれ、農業経営改善計画認定申請書を添付しているので参考にしてください。以上で議案第 21 号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第21号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第21号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和6年第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 10月 15日

議長 日向將行

署名者 根坂克也

署名者 橋端秀作